

平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 郵政行政局企画課

郵便課、国際企画室、貯金保険課、

信書便事業課、検査監理官

評価年月 平成20年7月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策16 郵政行政の推進

（政策の基本目標）

郵政民営化における確実かつ円滑な実施を図るとともに、郵便・信書便分野における事業環境の整備を通じ、サービスの一層の多様化等の実現を目指す。また、郵政分野における国際競争力強化の観点から、多国間・二国間協議等を通じた新たな国際規則・国内制度の整備等、戦略的な政策対応を推進する。

（政策の概要）

郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保するため、「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」の認可等を行うとともに、日本郵政公社（承継会社等）の行政指導、業績評価等を行い、郵政事業の適正かつ確実な実施を確保した。

信書便事業への新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を実施した。また郵政民営化や諸外国の郵便制度改革など郵便及び信書便分野における新たな展開を踏まえ、郵便・信書便制度全般について包括的・抜本的に見直すための検討を行った。

国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化のため、UPU（万国郵便連合）等の議論に我が国政策を反映させるよう努めた。そのために人的貢献や財政的貢献も行った。

（平成19年度予算額）

382百万円

2 政策実施の環境

（1）政策をとりまく最近の情勢

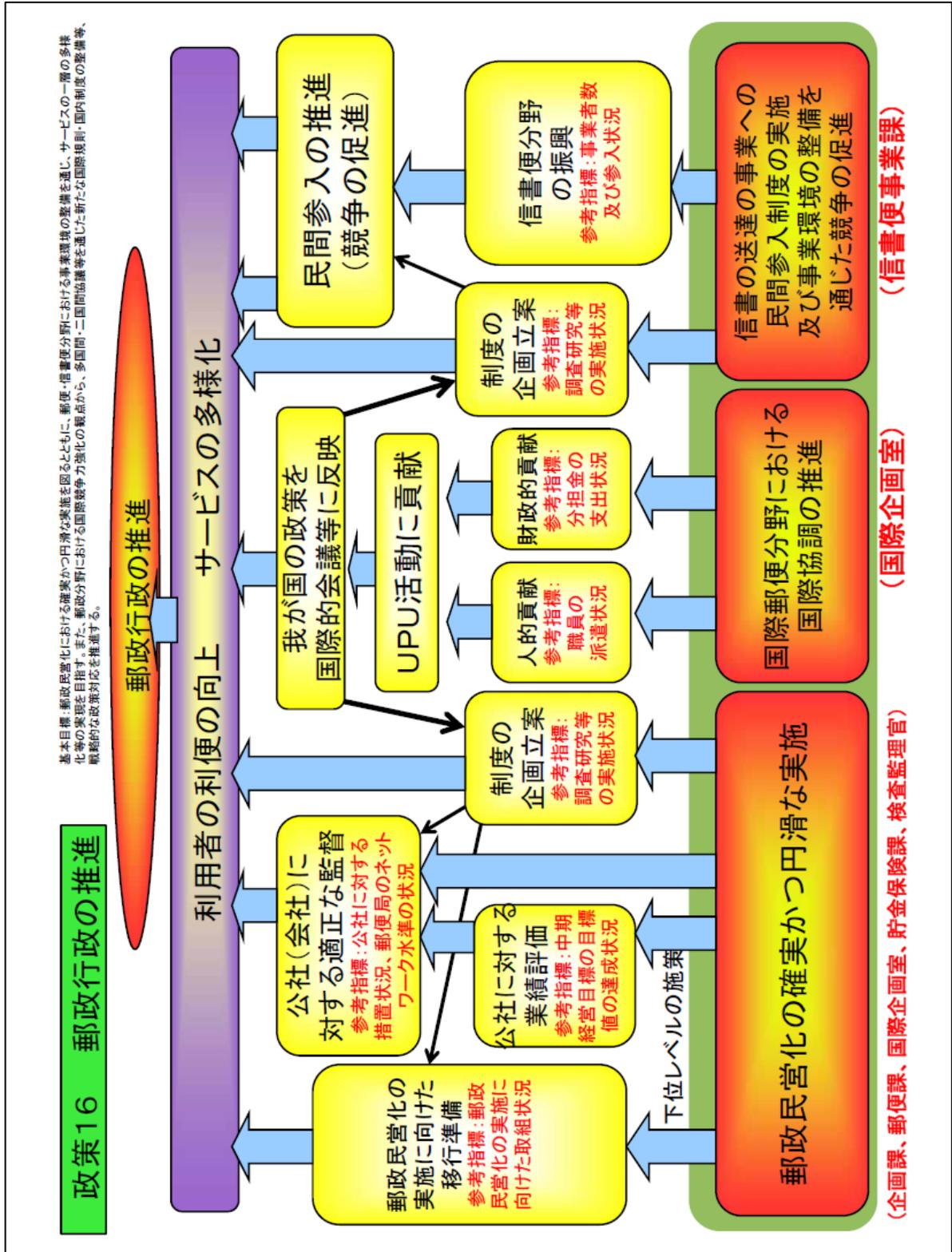
平成19年10月に郵政民営化が実施された。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第168回国会における福田内閣総理大臣の所信についての演説	平成19年10月1日	本日、郵政民営化がスタートしました。利用者の方に不便をおかけしないよう、着実に推進します。
第168回国会（臨時会）総務委員会における総務大臣所信表明	平成19年10月18日	信書便事業については、郵便のユニバーサルサービスに支障がないことを前提としつつ、諸外国の動向も踏まえ、競争の促進に努めてまいります。
第169回国会（常会）総務委員会における総務大臣所信表明	（衆議院） 平成20年2月19日 （参議院） 平成20年3月25日	<p>郵政事業については、昨年10月1日に郵政民営化がスタートしましたが、今後とも、各承継会社において、過疎地を含む郵便局のネットワーク水準やサービス水準の維持、コンプライアンスの徹底、経営の健全性の確保が確実になされ、国民の皆様喜んでいただける民営化となるよう努めてまいります。</p> <p>また、本年7月開催予定の第24回万国郵便大会議においては、世界郵便戦略の策定や条約改正が予定されておりますが、これに積極的に貢献してまいります。</p>

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程 (いわゆる「ロジック・モデル」)



(2) 指標等の進捗状況

○「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度			
日本郵政公社 (承継会社等) の監督の状況	郵政事業の適正かつ 確実な実施を確保す るため、日本郵政公社 (承継会社等) に対し て適切に監督されて いるか。	<p>郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの提供等郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するため、日本郵政公社の業績評価、報告徴求（ほうこくちょうきゅう）等、必要な措置を講じた。</p> <p>日本郵政公社に対しては、19年度において5件の報告徴求を実施し、平成19年6月1日に簡易生命保険業務における保険の無面接募集の是正等に係る行政指導を、平成19年9月27日に郵便貯金業務における顧客情報紛失事案及び電子計算機使用詐欺事案に関し、コンプライアンスの徹底に係る行政指導を行った。</p> <p>郵便事業会社及び郵便局会社に対しては、内容証明及び特別送達の郵便物に係る不適正な認証事務について、平成19年10月24日善後策を講ずるよう命令し、報告徴求を実施した。郵便事業会社に対して、後納郵便料金に係る誤請求について、平成19年11月16日報告徴求を実施した。</p> <p>また独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対しては、その管理業務に係る態勢の整備について、平成19年10月1日報告徴求を実施した。</p> <p>また、ゆうちょ銀行2件及びかんぽ生命2件の報告徴求を実施した。</p>					
郵政事業に係 る制度の企画 立案の状況	制度の企画立案に資 するための調査研究 等が実施されている か。	<p>郵政事業に係る制度の企画立案に資するため、諸外国の郵便・郵便貯金・生命保険等に関する調査研究等を実施して、郵政事業の適正かつ確実な実施を促した。</p> <p>※指標名（調査研究）</p> <table border="1" data-bbox="699 1608 1422 1691"> <tr> <td data-bbox="699 1608 970 1691">8件</td> <td data-bbox="970 1608 1209 1691">6件</td> <td data-bbox="1209 1608 1422 1691">9件</td> </tr> </table>			8件	6件	9件
8件	6件	9件					

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
中期経営目標の目標値達成状況	郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するための中期経営目標について、当該目的が達成されているか。	<p>日本郵政公社の第1期中期経営目標（平成15年度から平成18年度までの4年間）の達成状況の評価及び平成18年度の業績評価、並びに第2期中期経営目標（平成19年4月から9月までの半年；平成19年度）の業績評価を行った。</p> <p>第1期中期経営目標の業績評価については、「大幅に上回っている」（2項目）、「十分達成」（3項目）、「概ね達成」（9項目）、「下回っている」（4項目）、「大幅に下回っている」（1項目）との評価を行い、平成19年7月26日、郵政行政審議会に諮問の上、同年7月30日、適当との答申を受け、日本郵政公社に結果を通知した。</p> <p>第2期中期経営目標の業績評価については、「十分達成」（8項目）、「概ね達成」（10項目）、「下回っている」（6項目）、「大幅に下回っている」（1項目）との評価を行い、平成20年2月1日、郵政行政審議会に諮問の上、同年2月4日、適当との答申を受け、日本郵政株式会社へ結果を通知した。なお、結果通知に際し、総務省からコンプライアンスについてのより一層の取組強化、引き続き経営改善に努めるよう、日本郵政株式会社を指導した。</p>		
郵政民営化に向けた取組の状況	郵政民営化に関する取組を確実かつ円滑に実施しているか。	<p>郵政民営化に向け、関係の政省令を制定したほか、平成18年1月25日に作成を指示した日本郵政公社の業務、資産・債務、職員等を承継会社等に具体的にどのように引き継がせるかを定める「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」について、郵政民営化委員会の所見等を踏まえた追加の指示を行い、平成19年10月1日に郵政民営化した。</p> <p>また、平成20年2月18日、郵政民営化承継財産評価委員会において、日本郵政公社から日本郵政株式会社等に承継される資産及び負債の価額が決定された。</p>		
郵便局のネットワーク水準の状況	利用者の利便が維持するためのネットワーク水準が維持されているか。	<p>郵便局株式会社の事業計画において、「郵便局の設置に関する計画」の届出を受けており、郵便局株式会社法施行規則第2条に定める基準により郵便局が設置されている。</p> <p>また、簡易郵便局の一時閉鎖対策として、同社において移動郵便局や出張サービス等の取組が行われている。</p>		
UPU活動への人的貢献（職員の派遣）	我が国の政策を反映させるための対UPU活動が円滑化しているか。	1名	1名	1名
UPU活動への財政的貢献（分担金）	我が国の政策を反映させるための対UPU活動が円滑化しているか。	175百万円 (1,968千スイフラン)	173百万円 (1,968千スイフラン)	191百万円 (2,031千スイフラン)

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
信書便事業者数	信書便事業への参入が進むことにより利用者の選択の機会の拡大が図られているか。	1 5 9	2 1 3	2 5 3
		1号役務（90cm超又は4kg超の信書便物の送達の役務）		
		1 3 2	1 7 6	2 0 6
		2号役務（3時間以内の送達の役務）		
		6 3	7 7	9 6
		3号役務（1,000円超の料金の役務）		
信書便事業者の参入状況	信書便事業への参入が進むことにより利用者の選択の機会の拡大が図られているか。	4 8	5 7	4 2
		1号役務（90cm超又は4kg超の信書便物の送達の役務）		
		4 4	4 5	3 1
		2号役務（3時間以内の送達の役務）		
		1 4	1 7	1 9
		3号役務（1,000円超の料金の役務）		
郵便における一層の競争の促進のための制度の企画立案の状況	ユニバーサルサービスが確保され、競争促進により多様で良質なサービスが提供されるような制度が適切に検討されているか。	平成19年2月から始まった「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」において、同年6月に郵便・信書便制度の見直しに関する論点整理を行った後、11月に中間報告をとりまとめた。		

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果（総括）

日本郵政公社の中期経営目標の達成状況の評価、報告徴求等の監督、郵政民営化に向けた取組など必要な措置を講じて、郵政事業の適正かつ確実な実施を促し、所期の成果を達成した。

国際郵便サービスにおける利用者利便の向上、サービスの多様性の確保のため、我が国の国際郵便に係る政策を国際郵便の取扱いに関する取決め等に確実に反映させるべく、各種会合に積極的に参画した。また、関係国際機関、関係国間との良好な関係のもと、国際郵便に関する政策協調を推進する目的で、人的・財政的にも貢献した。

平成 19 年度において、信書便事業者は合計 253 者となるなど、信書便事業への参入は着実に進んでいる。また、「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」において、11 月に「中間報告」が取りまとめられるなど、ユニバーサルサービスが確保され、競争促進により多様で良質なサービスが提供されるような制度の検討が進められている。これらのことから、基本目標である、郵便・信書便分野における事業環境の整備を通じたサービスの一層の多様化等の実現に向けた取り組みが行われている。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

ア 郵政民営化の確実かつ円滑な実施

(必要性・有効性・効率性)

日本郵政公社（承継会社等）の監督状況については、日本郵政公社の第 1 期及び第 2 期中期経営目標の達成状況（業績評価）、日本郵政公社及び承継会社に対する報告徴求及び行政指導等の監督など、必要な措置を講じて、郵政事業の適正かつ確実な実施を促し、所期の成果を達成している。

郵政事業に係る制度の企画立案の状況については、郵政事業に係る制度の企画立案に資するため、諸外国の郵便・郵便貯金・生命保険等に関する調査研究、民営化後の国際送金のあり方に関する調査研究等 9 件の調査研究を平成 19 年度においては実施し、所期の成果を達成している。

郵政民営化に向けた取組の状況については、関係の政省令を制定したほか、平成 18 年 1 月 25 日に作成を指示した日本郵政公社の業務、資産・債務、職員等を承継会社等に具体的にどのように引き継がせるかを定める「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」について、郵政民営化委員会の所見等を踏まえた追加の指示を行い、平成 19 年 10 月 1 日には郵政民営化し、また、平成 20 年 2 月 18 日、郵政民営化承継財産評価委員会において、日本郵政公社から日本郵政株式会社等に承継される資産及び負債の価額が決定されるなど、その所期の成果を達成した。

イ 国際郵便分野における国際協調の推進

(必要性)

国際郵便サービスに関し、利用者利便の向上のため、その円滑な実施を図るためには、我が国の国際郵便に係る政策を国際郵便の取扱いに関する取決め等に確実に反映させる必要がある。そのためには、各種会合に積極的に参画し、関係国際機関、関係国間との良好な関係のもと、国際郵便に関する関係国際機関や関係国との政策協調を推進することや、人的・財政的貢献を図るこ

とが必要である。

(有効性)

平成 19 年度においては、我が国の国際郵便の政策を国際郵便サービスに反映させ、もって我が国利用者の利便の向上等を図るため、UPU（万国郵便連合）やAPPU（アジア太平洋郵便連合）等の国際会議等に合計 10 回出席した。これにより、関係機関の組織改革に係る議論、年次予算の審議、条約や施行規則等の改正案に関する議論など、UPUの各種課題に関する議論に積極的に参画し、国際協調を基礎とする国際郵便に関する枠組の整備や品質の向上に貢献した。

また、従来からUPU国際事務局に派遣している職員（1名）について、平成 19 年度においても引き続き任務を遂行させることによりUPU活動に人的に貢献したほか、UPUへ198百万円の分担金（米・英・独・仏と同様、最大等級である 50 単位。）を拠出することによりUPU活動に財政的に貢献し、政策目標の実現に向けた円滑な活動環境の確保が有効に図られた。

(効率性)

我が国の国際郵便の政策を国際郵便サービスに反映させるためには、国際会議等において国際郵便に関する議題について積極的に議論することが重要であり、そのような活動を円滑化するための手段としてUPU等に対して財政的及び人的に貢献していることから、それぞれの活動が効率よく組み合わさっているものであるといえる。

ウ 信書の送達の事業への民間参入制度の実施等

(必要性)

信書便事業に関する周知・広報活動及び制度の見直しは、信書便分野の競争を促進しサービスの多様化等が図られることにより利用者の選択の機会を拡大するために行っているものであり、かつ、これまでの施策は行政が責任をもって実施すべきものであると考えられることから、当該政策を推進する必要性は認められる。

(有効性)

信書便制度に関する周知・広報活動等により、平成 19 年度は 42 者の新規参入があったところであり、信書便事業者数が着実に増加しているという点で有効性があると認められる。

郵便・信書便制度全般についての見直しに関しては、「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」において中間報告を取りまとめるなど、郵便のユニバーサルサービスを維持しつつ競争促進により多様で良質なサービスが提供されるような制度の在り方について適切に検討されていることから、有効性があると認められる。

(効率性)

周知・広報活動の一環として行った事業者及び利用者向けの信書便事業説明会については、広報活動の発現に支障がないと考えられる範囲で同日に同一の場所で開催した。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 政策の課題と取組の方向性（総括）

日本郵政グループ各社等において、コンプライアンスの問題が大きな課題となっており、報告徴求等の監督を通じて、引き続き郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保する必要がある。

UPU大会議の結果を踏まえ、引き続き、国際郵便分野における国際協調の推進による利用者利便の向上等に資するよう取り組む必要がある。

引き続き、信書便制度の一層の周知を図るとともに、適正な業務運営の確保のための措置を講ずるなど、本政策の実効性を高める必要がある。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 コンプライアンスの徹底が求められており、より一層の強化を図る必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 ・郵政民営化の確実かつ円滑な実施</p> <p>【主な事務事業】 ・郵便業務に対する監理 ・郵政行政における消費者相談の充実・強化</p>	見直し・改善の方向性	これまで業績評価、行政指導等を実施してきたが、より一層の報告徴求等の監督を通じて、引き続き郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保する必要がある。
	(予算要求)	◎ 郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するため、適時適切に必要な予算措置を行う。また、郵便局利用実態調査等の合理化により、経費の効率的使用を図る。
	(制度)	○ 郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するため、適時適切に必要な制度改正を行う。
	(実施体制)	◎ 郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するため、適時適切に必要な見直しを行う。
<p>【課題】 今後も引き続き、国際郵便分野における国際協調の推進による利用者利便の向上に資するよう取り組む必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 国際郵便分野における国際協調の推進</p> <p>【主な事務事業】 ・第24回万国郵便大会議及び条約等改正に係る対応 ・国際郵便におけるICTの利活用の促進 ・郵便分野における環境対策の促進</p>	見直し・改善の方向性	UPU及びAPPU活動への人的・財政的貢献や所要の国内措置等により、UPU大会議の結果を踏まえた品質向上等の世界的な郵便分野の課題に積極的に対応する。
	(予算要求)	◎ UPU大会議後の国際郵便政策のあり方やICTの利活用の促進方策等につき研究を行う。
	(制度)	○ 必要に応じて適時適切な改正を行う。
	(実施体制)	○ 必要に応じて適時適切な見直しを行う。

今後の課題	取組の方向性	
【課題】 引き続きユニバーサルサービスを確保しつつ信書便事業への参入を促進することにより利用者の選択の機会の拡大を図る必要がある。	見直し・改善の方向性	信書便制度の一層の周知や信書便事業の更なる活性化を図るとともに、必要な制度改善等に向けた検討を行う。
【下位レベルの施策名】 信書の送達の事業への民間参入制度の実施による利用者の利便の向上及び事業環境の整備を通じた競争の促進によるサービスの多様化	(予算要求)	◎ ユニバーサルサービスを確保しつつ競争環境を整備するための検討や、信書便事業が更に活性化するように先進事例を検討し、信書便事業者等への周知を行いたいと考えており、これらに必要な予算要求を検討する。
【主な事務事業】 ・郵便・信書便における事業環境の整備 ・信書の送達役務に関する総合的な調査研究 ・信書便事業の監督に必要な経費	(制度)	◎ 「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」が取りまとめる報告書等を踏まえ、必要に応じて、関係法令の改正を目指した準備を進める。
	(実施体制)	○ 必要に応じて適時適切に必要な見直しを行う。

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

○ 郵政行政審議会等

第1期中期経営目標の業績評価については、郵政行政審議会に諮問（平成19年7月26日）したところ、委員から日本郵政公社におけるコンプライアンスの徹底等の意見が出され、案件については適当との答申（同年7月30日）を受けた。これを受けて、総務省は、その意見について日本郵政公社に対して通知した。

第2期中期経営目標の業績評価については、郵政行政審議会に諮問（平成20年2月1日）したところ、「日本郵政公社を承継した各会社がコンプライアンスについての取組を一層強化するよう、日本郵政株式会社を指導監督することを要望する」との意見が附され適当との答申（同年2月4日）を受けた。これを受けて、総務省は、日本郵政株式会社に対する結果通知に際し、コンプライアンスについてのより一層の取組強化、引き続き経営改善に努めるよう指導した。

また、郵政民営化承継財産評価委員会において、平成18年9月19日の第1回会合から評議委員による審議が計3回行われ、日本郵政公社から日本郵政株式会社等に承継される資産及び負債の価額が決定（平成20年2月18日）された。

- 総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日）

本会議において、北大路信郷座長代理及び小澤浩子委員から、「ロジックモデルの最終目標が基本目標と一致していない。『国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発達』では概念が広すぎる」との意見を頂いたことから、ロジックモデルの最終目標を「郵政行政の推進」に修正した。

（２）評価に使用した資料等

ア 郵政民営化の確実かつ円滑な実施

- ① 第 1 期中期経営目標及び平成 18 年度に係る日本郵政公社の業績評価に関する郵政行政審議会からの答申【報道資料（平成 19 年 7 月 30 日）】

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070730_2.html

- ② 第 2 期中期経営目標及び平成 19 年度に係る日本郵政公社の業績評価に関する郵政行政審議会からの答申【報道資料（平成 20 年 2 月 4 日）】

http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080204_2.html

- ③ 郵政民営化承継財産評価委員会 議事録等（第 1 回平成 18 年 9 月 19 日、第 2 回平成 19 年 1 月 26 日、第 3 回平成 20 年 2 月 18 日）

http://www.soumu.go.jp/yusei/mineika/05_iinkai.html

- ④ 郵政民営化承継財産評価委員会の審議結果【報道資料（平成 20 年 2 月 18 日）】

http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080218_5.html

イ 国際郵便分野における国際協調の推進

- ① A P P U 執行理事会 2007 年年次会合模様（平成 19 年 11 月 27 日～同年 11 月 30 日開催）
- ② U P U 管理理事会 2007 年年次会合模様（平成 19 年 10 月 22 日～11 月 9 日開催）
- ③ U P U 管理理事会／郵便業務理事会 2008 年年次会合模様（平成 20 年 1 月 16 日～2 月 8 日開催）

ウ 信書の送達の事業への民間参入制度の実施等

- 第 168 回国会（臨時会）総務委員会における総務大臣所信表明（衆議院・平成 19 年 10 月 18 日（木））

http://www.soumu.go.jp/menu_01/kaiken/back_04/2007/h1018.html

- 信書便事業者一覧（平成 20 年 3 月 3 日）

http://www.soumu.go.jp/yusei/pdf/tokutei_g.pdf

- 郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会

http://www.soumu.go.jp/yusei/seido_minaoshi/index.html